

船舶インシデント調査報告書

令和5年2月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和4年6月5日 13時10分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市亀浦港北東方沖 孫崎灯台から真方位348° 1.7海里付近 （概位 北緯34° 16.0′ 東経134° 38.2′）
インシデントの概要	遊漁船七八丸Ⅲは、航行中、主機が停止し、運転できなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年6月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 七八丸Ⅲ、2.2トン T03-22754（漁船登録番号）、個人所有 第260-49869号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力129kW、回転数毎分2,900、4気筒、ボア104mm、使用燃料軽油、昭和58年10月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.6m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、航行中、主機が停止した。</p> <p>船長は、漂泊してプライミングを行ったが、主機は始動してもクラッチを入れると停止し、点検しても原因が分からず、航行不能と判断して118番通報を行うとともに、僚船船長に救助を依頼した。</p> <p>本船は、来援した僚船にえい航されて帰港した。</p> <p>修理業者は、本インシデント後に主機を点検したところ、主機の燃料油系統に空気が混入し、主機が停止したことを確認した。</p> <p>本船は、燃料タンクが機関室両舷に設置されており、左舷側タンクは製造時に設置されたものであったが、右舷側タンクは後に増設されたもので、タンク内部に燃料油の揺動を防止する仕切り板がなく、船首側に主機への燃料油取出口が取り付けられていて、船首が上がると液面が傾いて燃料油取出口が液面上に露出し、燃料油系統に空気が混入しやすい構造であった。</p> <p>本船は、本インシデント発生時、左舷船首方からの風を受けており、船長及び釣り客2人が船尾側にいて、船首が上がりやすい状況で</p>

	航行していた。
分析	<p>本船は、航行中、左舷船首方からの風を受ける中、船長及び釣り客2人が船尾側にいて船首が上がり、内部に仕切板のない右舷側燃料タンクの船首側の液面が傾いて燃料油取出口が液面上に露出し、船首側に取り付けられていた主機への燃料油系統に空気が混入したことから、主機に燃料が十分に供給されなくなり、主機が停止して運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、主機停止時にプライミングを行ったが、エアが完全に抜けなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、航行中、左舷船首方からの風を受ける中、船長及び釣り客2人が船尾側にいて船首が上がり、右舷側燃料タンクの主機への燃料油系統に空気が混入したため、主機に燃料が十分に供給されなくなり、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船長は、本インシデント後、燃料供給配管にバルブを新設し、航行中は右舷側タンクを使用せず、左舷側タンクから主機に燃料を供給することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、燃料タンクの燃料油系統から空気が混入することを防ぐため液面が配管取り付け部よりも下がらないよう、燃料タンクの構造に応じて燃料を補給することが望ましい。